

# 仕 様 書

1. 契約件名 創業支援拠点開設における什器の調達及びパントリー等の設置
2. 履行期限 平成28年11月11日（金）
3. 履行場所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル2階
4. パントリー・間仕切り等設置
  - (1) 別紙1「レイアウト図」、別紙2「パントリー部詳細図」、別紙3「間仕切り展開図」、別紙4「内装仕上げ表（パントリー除く）」のとおり
  - (2) 受注者は、当該施工につき、法令等に基づく届出等の必要があるものについて（防火対象物工事等計画届出、防火対象物使用開始届出等）、当該施工着手に必要な時期までに届出書を作成し、提出すること。
5. 備品の調達・配置
  - (1) 別紙5「什器備品リスト」により、「レイアウト図」の通り配置を行うこと。組立・設置・転倒防止措置等も含む。
  - (2) 別紙5「什器備品リスト」に記載された、品番、規格、性能、価格と同等以上の規格、性能を有する製品を選定し、かつ、東京都環境局の東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準1）を満たす製品を納入すること。
  - (3) 東京都グリーン購入ガイドに定めのない品目の取り扱いについて。
    - ①可能な限り「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターマークロゴ」など第三者機関の認証を受けたもの、又はこれらと同等のものであること。
    - ②グリーン購入適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」）を満たすものであること。
  - (4) 受注者は、納品する物品が、別紙5「什器備品リスト」の品名・品番又は形状・寸法等に記載されているもの以外である場合は、仕様内容を満たしているか確認できる資料を事前に発注者に提出し、発注者の承認を得ること。
  - (5) 別紙1「レイアウト図」において青色で記載の什器は、本件の別紙5「什器備品リスト」には含まれず、別途調達する。
6. 搬入日・作業日については以下を留意すること。
  - (1) 平成28年9月12日から作業可能。
  - (2) 他の階に影響を及ぼす音の出る作業は夜間（23：00から翌6：00まで）に限られる。  
準備作業は20：00から作業可。
  - (3) 他の階に影響を及ぼさない作業は、昼間も作業可。

- (4) 什器備品類の搬入作業は、原則として夜間（23：00から翌6：00まで）に限られる。  
ただし、台車等を用いず作業者が腕で抱えて運搬できるものは、昼間の搬入も可だが、その場合は通路において一般の通行者と接触しないよう、最大限注意して搬入すること。
- (5) 搬入経路等については、指名通知時に詳細な資料を配布するので、参考にすること。
- (6) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）の規程にもとづき、次の事項を遵守すること。
- ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ③低公害、低燃費な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提出または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (7) 机と椅子の設置後にLAN配線業者によるLAN配線を机上部に出す工事と電話業者による電話設置作業が行われる。
- (8) 本契約の履行にあたり、什器・間仕切り・パントリーの組立施工の工程に関しては、別途契約の工事施工会社と事前に調整すること。

## 7. 共通事項

- (1) 本契約は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が発注者となり、履行場所への物品調達、間仕切り・パントリー等設置を目的として契約締結をするものである。
- (2) 受注者は、開札後、遅滞なく契約締結に係る必要書類等を受領し、担当者と納入等について打ち合わせを行うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項についても、契約の目的を完遂できるように誠実な履行をすること。
- (4) 別途契約の関連工事や備品搬入の業者との調整を十分にはかり、日程等を決定すること。
- (5) 作業に支障の無い範囲で調査等の現場立入に協力すること。
- (6) 当該ビルにおける作業にあたっては、契約締結後に配布する「丸の内MY PLAZAビルご利用のご案内（館内規則）」に則り、ビル管理会社に対し、事前に必要な書類を提出すること。
- (7) 作業にあたって騒音が予想される場合は、ビル管理会社と十分調整を図り、影響を最小限にすること。
- (8) 搬入・納品時は、職員及び外来者の安全に十分注意するとともに、日常の業務に支障きたさないように配慮し、迅速丁寧に行うこと。また既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう、必要な措置を講ずること（養生等）。なお万一損害を与えた場合は受注者の負担により、原状に復旧すること。
- (9) 納品・引っ越し時の荷卸し、積込み作業に必要なスペースの確保及び手続きは受注者の負担により行うこと。
- (10) 梱包資材は、持ち帰ること。また、本業務により発生した残材その他については、適法に処理すること。

## 8. 提出物について

- (1) 実施工程表 契約締結後、担当者及び別途契約する関連工事業者と調整して作成し、速やかに提出すること。
- (2) レイアウト図、什器備品リスト 変更等が生じた場合は最終図及びリスト（電子データ）を提出すること。
- (3) 使用材料カタログ等
- (4) 設置写真
- (5) 納品後、納品書、完了届及び請求書を作成し、提出すること。

## 9. 支払い条件

完成払い（業務履行後、完了検査に合格した後に、適法な請求書を受領してから30日以内に指定口座に振り込む。）

## 10. 契約情報の公開

発注者は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

### ①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### ②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当会社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができる。

## 11. その他

- (1) 仕様書の事項が守られない場合や不適切な履行等、発注者に不利益や損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを免れない。
- (2) 本件仕様の際し、不明な点は担当者と協議すること。
- (3) 暴力団等排除に関する特約事項については別紙のとおり。

## 担当者

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町1-13 9階

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部創業支援課 担当 畠野、大木

電話 03-5822-7230

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

1. 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
2. 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

3. 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
4. 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、会社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
5. 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

6. 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく会社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
7. 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を会社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を会社及び管轄警察署に提出すること。
8. 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
9. 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく会社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、会社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。